

(様式2)

最終更新日：令和8年10月11日

特定非営利活動法人日本パラ・パワーリフティング連盟

審査項目 通し番号	原則	審査項目		
			自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	【審査基準 (1)】 「JPPF中長期計画 (2026-2030)」を策定している。 【審査基準 (2)】 上記中長期計画を当連盟ホームページで公表している。 URL： https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/47 【審査基準 (3)】 中長期計画の策定に当たっては、理事及び各部門長等に案を共有し、意見を聴取した上で内容を取りまとめ、理事会で審議し承認を得ている。	1, 中長期計画 58, 9-7臨時理事会議事録 59, 中長期計画メール審議理事会メール 1-1, 中長期 (補足資料) 数値目標 60-1, 強化部中長期ヒヤリングメール 60-2, 普及マーケティング中長期ヒヤリング打ち合わせ案内
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	【審査基準 (1)】 組織図をホームページで公表し、組織の体制や役割を分かりやすくしている。人材の採用及び育成については、2026～2030年度中長期計画において、組織運営を担う人材の確保・育成、業務継承、事務局体制の強化及び外部人材の活用について定めている。また、強化委員会では「コーチシステム図」や「FTEM図」を整備し、選手やコーチの育成体制を体系化している。 【審査基準 (2)】 2026～2030年度中長期計画、組織図、「コーチシステム図」及び「FTEM図」をホームページで公表し、連盟の組織体制、人材の確保・育成及び選手・コーチの育成システムを分かりやすく示している。 【審査基準 (3)】 中長期計画の策定に当たっては、理事や各部門の関係者から幅広く意見を募り、その内容を反映した上で、理事会で審議・承認している。	1, 中長期計画 2, JPPF組織図 3, 2026年度コーチシステム図 4, 2026年度FTEM図 58, 9-7臨時理事会議事録 59, 中長期計画メール審議理事会メール 1-1, 中長期 (補足資料) 数値目標 60-1, 強化部中長期ヒヤリングメール 60-2, 普及マーケティング中長期ヒヤリング打ち合わせ案内

3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	【審査基準（1）】 中長期計画に財務基盤の強化に関する方針を盛り込んでいる。税理士と契約し、予算と実績、資金繰り等の現状把握を行うとともに、理事会において財務改善に向けた検討を行っている。また、財務基盤委員会を設置し、財務改善に取り組む体制を整備した。賛助会員や協賛企業の獲得等、自主財源の確保にも取り組んでいる 【審査基準（2）】 財務基盤の強化に関する方針を含む中長期計画を、HPにおいて公表している。 財務に関する公開要請があれば、いつでも公開できるよう、連盟事務局に資料を保管している。 【審査基準（3）】 税理士から財務状況・資金繰り等について説明・助言を受けるとともに、理事会において財務改善を議題として取り上げ、各理事及び関係者から意見を聴取している。	1, 中長期計画 5, R8第一回総会議事録（決算承認総会） 6, 2025年度決算書 58, 9-7臨時理事会議事録 1-1, 中長期（補足資料）数値目標
4	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準（1）】 外部理事の目標割合を25%以上としている。現在、理事5名のうち外部理事は3名（60%）である。外部理事には、医師、スポーツ政策の専門家、NPO法人の設立・運営経験者など、多様な専門性や経験を有する人材を登用し、それぞれの知見を組織運営に活かしている。今後も25%以上を維持する。 【審査基準（2）】 女性理事の目標割合を40%以上としている。現在、理事5名のうち女性理事は2名（40%）である。今後も多様な経験や専門性を有する女性人材の登用を進め、40%以上を維持する。障がい者（元競技者）の理事は1名	7, 役員名簿 8, 役員選考委員会規程

5	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	当連盟は特定非営利活動法人であり評議員会を置いていないため、本項目は該当しない。	
6	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準（1）】 アスリート委員会規程に基づきアスリート委員会を設置し、年1回以上開催することを定めている。アスリート委員会は規程に基づき定期的に開催している。 2022年度5回、2023年度1回、2024年度4回、2025年度0回 【審査基準（2）】 アスリート委員会は、男性2名、女性3名の計5名で構成しており、性別等のバランスに配慮した構成としている。委員は理事会の承認を受けて選任している。 【審査基準（3）】 アスリート委員会規程第3条において、アスリートを代表する意見を理事会に答申又は報告することを定めている。また、アスリート委員会担当理事を選任し、アスリート委員会の意見を理事会に届け、組織運営に反映しやすい体制を整えている。	9, アスリート委員会名簿 10, アスリート委員会規程 43-1, 2022年度アスリート委員会議事録 43-2, 2023年度アスリート委員会議事録 43-3, 2024年度アスリート委員会議事録 43-4, 2025年度アスリート委員会議事録
7	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準（1）】 定款に基づき、現在5名の理事で理事会を構成している。理事には、パラリンピック出場経験を有する者のほか、医学、スポーツ政策、NPO法人の設立・運営など、それぞれ異なる知識、経験、専門性を有する人材を配置し、多様な観点から審議・意思決定を行っている。また、各理事の専門性や経験に応じて担当分野を定め、理事会の実効性の確保を図っている。現在、組織運営及び監督機能をさらに強化するため、必要な専門性や役割を踏まえ、理事を7名体制へ拡充することを検討している。	7, 役員名簿 11, 定款

4

10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	（【審査基準（1）】 役員選考委員会規程第2条において、総会で選任される理事及び監事の候補者を選考する役員選考委員会を設置することを定めている。現時点では委員会の開催実績はないが、次回の役員候補者選考から、同規程に基づき委員会を招集・開催し、役員候補者の選考を行う。 【審査基準（2）】 同規程第3条第3項において、委員長が正会員及び有識者から4名以上7名以内の委員を選考することを定めており、委員会に有識者を配置する仕組みとしている。 【審査基準（3）】 同規程第3条第3項に基づき、委員は正会員及び有識者から選考することとしている。次回の委員会構成に当たっては、現職理事が委員の半数以上を占めない構成とする。 次回の委員を決めるのは、11月頃を予定している。	8, 役員選考委員会規程
11	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	【審査基準（1）】 役員その他の連盟関係者が法令及び連盟の諸規程を遵守し、適正に職務を遂行するため、「役員行動規範」を制定している。また、職員については「就業規則」を整備し、法令及び連盟の諸規程を遵守して業務を行う体制としている。	12, 役員行動規範 13, 就業規則
12	〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	【審査基準（1）】 会員等の入退会、会費、総会及び理事会の運営、監事等、法人運営の基本的事項については、定款に定めている。また、組織運営に必要な規程として、委員会規程、経理規程、謝金規程、コンプライアンス規程、賃金規程、業務分掌規程、職務権限規程及び事務局規程を整備し、連盟ホームページに掲載している。	11, 定款 14, 委員会規程 15, 経理規程 16, 16-1謝金規程その1、16-2謝金規程その2 17, コンプライアンス規程 18, 賃金規程 44, 業務分掌規程 45, 職務権限規程 46, 事務局規程

13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ②法人の業務に関する規程を整備し ているか	【審査基準 (1)】 法人の業務を適正に遂行するため、文書取扱規程、個人情報保護規程、個人情報保護方針、 危機管理マニュアル、不祥事対策マニュアル、稟議規程、を整備している。また、コンプラ イアンス規程において、相談・通報制度及び相談・通報者の保護等について定めている。	17, コンプライアンス規程 19, 文書取扱規程 20, 個人情報保護規程 21, 個人情報保護方針 22, 危機管理マニュアル 23, 不祥事対策マニュアル 47, 稟議規程
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規 程を整備しているか	【審査基準 (1)】 役員の報酬については、定款第18条において、役員総数の3分の1以下の範囲で報酬を受け ることができること、また、その支給に必要な事項は社員総会の議決を経て定めることとし ている。現在、役員は無報酬である。	11, 定款
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ④法人の財産に関する規程を整備し ているか	【審査基準 (1)】 法人の財産を適正に管理するため、資産管理規程、寄付金取扱規程及び基金取扱規程を整備 している。	48, 資産管理規程 49, 寄付金取扱規程 50, 基金取扱規程
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を 整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を 整備しているか	【審査基準 (1)】 財政的基盤に関する規程として、競技者資格規程、審判員規程及びコーチ規程において、そ れぞれ登録及び登録費等に関する事項を定めている。また、表彰に関する事項について表彰 規程を整備している。 また、2026～2030年度中長期計画において、安定した財務基盤の確立を重点課題として位 置付け、協賛・寄付・会費等の自主財源の拡大、支出の適正化、予算・実績・資金繰りの定 期的な確認等に取り組むこととしている。	1, 中長期計画 25, 競技者資格規程 26, 審判員規程 27, コーチ規程 28, 表彰規程 1-1, 中長期（補足資料）数値目標

17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選 考に関する規程その他選手の権利保 護に関する規程を整備すること	【審査基準 (1)】 日本代表選手を公平かつ合理的に選考するため、「日本代表選手及び日本代表選手団役員選考規程」を整備している。日本代表選手の選考に当たっては、選手の競技実績等を踏まえて強化委員会が審議・推薦し、理事会の決定を経て日本代表選手を選考している。日本代表選手団役員についても、同規程に選考基準及び選考方法を定めている。また、毎年度の強化指定選手については、「強化指定選手選考規程」を整備し、同規程に定める選考基準に基づき、強化委員会が審議・推薦し、理事会の承認を経て決定している。 【審査基準 (2)】 「日本代表選手及び日本代表選手団役員選考規程」において、日本代表選手の選考結果又は処分に対する不服申立てについて定めている。また、「競技者資格規程」を整備し、肖像権を含む競技者の権利及び義務等について定めている。 【審査基準 (3)】 日本代表選手等の選考を行う強化委員会については、「委員会規程」第5条に基づき、委員長は理事及び正会員の中から選出し、委員は理事及び正会員、競技経験者並びに学識経験者から選出し、理事会の決議により選任している。	14, 委員会規程 25, 競技者資格規程 29, 日本代表選手役員選考規程 30, 強化指定選手選考規程
18	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備 すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考 に関する規程を整備すること	【審査基準 (1)】 「審判員規程」を整備し、審判員の資格取得及び競技会への派遣等に関する基本事項を定め、これに基づき審判員を選考している。	26, 審判員規程

19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	【審査基準 (1)】 顧問弁護士と契約し、法務上の課題について日常的に相談できる体制を確保している。また、税理士と業務委託契約を締結し、会計・財務について継続的に相談できる体制を整えている。 【審査基準 (2)】 役職員に対し、JPCが主催するコンプライアンス・インテグリティ研修会への参加を奨励し、法令やコンプライアンスに関する知識を得る機会を設けている。	31, 顧問弁護士契約書 33-1, 2026年度 JPCインテグリティ研修会案内 33-3, 2025年度、2026年度インテグリティ研修会参加者名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	【審査基準 (1)】 コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置している。令和4年度から令和7年度までの正式な委員会開催は1回であったが、その間も選手、アスリート委員会、事務局等との意見交換を通じ、ガバナンス及びコンプライアンス上の課題把握や組織運営の見直しを継続して行ってきた。今回のガバナンス審査を契機として運営体制を見直し、令和8年度は2026年9月7日に第1回コンプライアンス委員会を開催した。併せてコンプライアンス規程を改定し、今後は少なくとも年1回以上定期的に開催することを明記した。 【審査基準 (2)】 コンプライアンス規程において、コンプライアンス委員会がコンプライアンス強化に係る方針・計画の策定及び推進、実施状況の点検、リスクの把握その他必要な事項について、組織的かつ継続的に取り組むことを定める。また、委員会の活動状況及び審議結果を理事会に報告し、必要に応じて理事会に対し助言又は提言を行うことができることを定めている。 【審査基準 (3)】 コンプライアンス委員会には女性委員を複数名配置しており、女性委員1名以上を配置する体制としている。	34, コンプライアンス委員会名簿 34-1, 連盟コンプライアンスにかかわる活動状況 34-2, コンプライアンス委員会議事録 17, コンプライアンス規程

21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準(1)】 コンプライアンス委員会には、理事のほか、税理士等の専門的知見を有する委員を配置している。また、ガバナンス及びコンプライアンスに関する法的事項については、顧問弁護士から継続的に専門的な助言を受ける体制を整えている。	34, コンプライアンス委員会名簿
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準(1)】 役職員のコンプライアンスに関する知識及び意識の向上を図るため、JPC等が実施するインテグリティ研修等を活用している。2025年度は、理事長を含む役員がインテグリティ研修を受講した。 2026年度についても、役員にJPCインテグリティ教育を案内し、受講を促している。今後も、役職員を対象としたコンプライアンス教育を少なくとも年1回実施する。	33-1, 2026年度JPCインテグリティ研修会案内 33-2, 2026年度インテグリティ研修会理事案内送付メール 33-3, 2025年度、2026年度インテグリティ研修会参加者名簿 33-6, 2025年度インテグリティ研修会案内メール 33-7, 2024年度インテグリティ研修会案内メール 33-8, 2023年度インテグリティ研修会案内メール

23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1)】 選手及び指導者に対し、合宿等の機会を活用してコンプライアンス・インテグリティに関する教育を実施している。2026年度の京都合宿においても、練習開始前に選手が守るべきルールやコンプライアンス・インテグリティ等について説明を行っている。また、JPCが実施するインテグリティ教育を強化指定選手及び強化スタッフに案内し、選手及び指導者が受講している。 今後も、選手及び指導者を対象としたコンプライアンス教育を少なくとも年1回実施する。	33, インテグリティ研修状況 (2025年度・2026年度) 33-1, 2026年度JPCインテグリティ研修会案内 33-3, 2025年度、2026年度インテグリティ研修会参加者名簿 33-4, 2026年6月京都合宿スケジュール 33-5, 2026年6月京都合宿参加者名簿 33-6, 2025年度JPCインテグリティ研修会案内メール 33-7, 2024年度JPCインテグリティ研修会案内メール 33-8, 2023年度JPCインテグリティ研修会案内メール
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準 (1)】 審判員に対し、ガバナンス・コンプライアンス研修を実施するとともに、JPCが実施するインテグリティ教育等を活用してコンプライアンス教育を実施している。2025年度及び2026年度において、審判員がJPCのインテグリティ研修を受講している。 今後も、審判員を対象としたコンプライアンス教育を少なくとも年1回実施する。	33, インテグリティ研修状況 (2025年度・2026年度) 33-1, 2026年度JPCインテグリティ研修会案内 33-3, 2025年度、2026年度インテグリティ研修会参加者名簿 33-2, 2026年度JPCインテグリティ研修会理事案内送付メール 33-6, 2025年度JPCインテグリティ研修会案内メール 33-7, 2024年度JPCインテグリティ研修会案内メール 33-8, 2023年度JPCインテグリティ研修会案内メール

25	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	【審査基準 (1)】 法律、税務、会計、法人運営及び労務等、組織運営において専門家のサポートが必要となる場面に応じて、顧問弁護士、税理士、行政書士及び労務の専門家に相談・依頼できる体制を整えている。これらの専門家との契約や支援内容については、連盟の運営状況や必要性に応じて確認・見直しを行っている。 【審査基準 (2)】 法務については顧問弁護士と契約し、必要に応じて日常的に相談できる体制を確保している。税務・会計については税理士と契約し、日常的な会計処理及び決算等について専門的な支援を受けている。また、NPO法人に関する手続等については行政書士に相談・依頼し、労務についても専門家と顧問契約を締結するなど、各分野の専門家から日常的にサポートを受けることができる体制を整えている。	31, 顧問弁護士契約書 32-1, <JPPF月次監査> 中村様__業務委託契約書2023 32-2, <JPPF月次監査> 中村様__業務委託契約書2024 32-3, <パラサポ2025> 中村__業務委託契約書 32-4, <パラサポ2026> 中村_労働条件通知書件雇用契約書 35, 労務顧問契約書 51, 法務顧問契約書
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準 (1)】 経費の使用及び会計処理について「経理規程」及び「資産管理規程」を整備し、これらの規程に基づき会計処理及び財産管理を行っている。また、顧問税理士と業務委託契約を締結し、会計処理及び財務状況について専門的な確認・助言を受ける体制を整えている。各事業年度の決算については監事による監査を実施し、理事会及び総会において決算の審議・承認を行うなど、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを設けている。 【審査基準 (2)】 定款に基づき監事を選任している。現監事は、元大学教員であり、長年にわたり当連盟の活動及び組織運営に携わるなど、当連盟の組織及び事業運営に関する経験を有している。 【審査基準 (3)】 各事業年度において、監事が決算報告書及び関連書類について監査を実施し、監査報告書を作成している。一方、具体的な業務運営の妥当性に関する監査については十分な実施には至っておらず、今後、監査内容の充実を図る。	7, 役員名簿 15, 経理規程 32-1, 2, 3, 4税理士業務委託契約書 48, 資産管理規程 61, 監査報告書

27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準 (1)】 国庫補助金等の利用に当たっては、各事業に担当者を定め、各補助金・助成金の交付要綱、実施要領、手引き等に基づき、事業計画、予算執行、会計処理及び実績報告等を行い、適正な使用に努めている。	52, 国庫決定通知書①②
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準 (1)】 法令に基づき、事業報告書、計算書類、役員名簿等の必要な書類を事務所に備え置き、閲覧できるようにしている。 また、所轄庁である東京都に必要な書類を提出し、東京都NPO法人ポータルサイトにおいて公開されている。 さらに、連盟ホームページにおいても、事業計画、予算書及び決算報告書等を公開している。	東京都NPO法人ポータルサイト： https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0010841.html 連盟ホームページ： https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/227
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準 (1)】 日本代表選手及び役員の選考については、「日本代表選手及び日本代表選手団役員選考規程」に基づき実施しており、同規程を連盟ホームページで公開している。 また、国際大会ごとの選手選考基準、派遣標準記録及び選考結果等についても、連盟ホームページ等を通じて選手・関係者に周知・公表している。 強化指定選手についても、「強化指定選手選考規程」に基づき選考を行っている。	29, 日本代表選手役員選考規程 30, 強化指定選手選考規程 54, アジアオセアニア選手権選手選考規程HP掲載

30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準 (1)】 ガバナンスコードの遵守状況については、適合性審査における自己説明を連盟ホームページで公開している。 また、連盟の各種規程についてもホームページで公開し、組織運営及びガバナンスに関する情報を主体的に開示している。	ガバナンスコード自己説明： https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/201 各種規程： https://jppf.jp/index/page/id/151/mid/45
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準 (1)】 「利益相反防止規程」を整備し、役職員に対して利益相反行為を禁止するとともに、利益相反に該当する事項について自己申告を行うことを定めている。また、利益相反に関する重要事項や随意契約に関する事項等については、コンプライアンス委員会の意見・助言を得た上で決定することとしており、契約等における客観性・透明性を確保する体制を整えている。 【審査基準 (2)】 「利益相反ポリシー」及び「利益相反防止規程」を整備し、利益相反に該当する事項の自己申告、確認・調査、コンプライアンス委員会への報告及び必要な是正措置等の手続を定め、利益相反を適切に管理する体制を整えている。	17, コンプライアンス規程 37, 利益相反防止規程 53, 利益相反ポリシー
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準 (1)】 利益相反を適切に管理するため、「利益相反ポリシー」を作成している。また、同ポリシーに基づき「利益相反防止規程」を整備している。	37, 利益相反防止規程 53, 利益相反ポリシー

33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	【審査基準（1）】 コンプライアンス規程に基づき、事務局に「コンプライアンス相談窓口」を設置している。連盟ウェブサイト「コンプライアンス相談・通報窓口」を掲載し、相談・通報の対象、連絡先、通報後の流れ等を明示して、恒常的に周知している。また、暴力・ハラスメント等については、外部相談窓口についても連盟ウェブサイトで案内している。 【審査基準（2）】 コンプライアンス規程において、コンプライアンス相談窓口担当者、コンプライアンス委員その他相談・通報への対応に関与する者に対し、相談・通報に関して知り得た情報について守秘義務を課している。 【審査基準（3）】 コンプライアンス規程において、相談・通報者を特定し得る情報及び相談・通報内容について、調査及び対応に必要な最小限の範囲で共有し、適切に管理することを定める。 【審査基準（4）】 コンプライアンス規程において、相談又は通報を行った者に対し、相談又は通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めている。 【審査基準（5）】 コンプライアンス規程において、研修その他の機会を通じて相談・通報制度を周知するとともに、相談又は通報がコンプライアンスの確保に資する正当な行為であることについて、役員、職員その他連盟関係者への理解促進を図ることを定めている。	38, JSC通報窓口 36, 連盟HPコンプライアンス通報窓口 https://jppf.jp/→一発で飛べるURLにして下さい→このページの下部にあるので、このURLです。 17, コンプライアンス規程
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	【審査基準（1）】 通報は事務局のコンプライアンス相談窓口で受け付け、コンプライアンス委員会に報告する体制としている。委員会には税理士等の有識者を配置し、事案の内容に応じて顧問弁護士等の外部有識者から専門的な助言を受け、必要な調査・対応を行う。通報制度の運用体制及び通報後の流れについては、コンプライアンス規程に定めるとともに、連盟ウェブサイトに掲載している。	17, コンプライアンス規程 36, 連盟HPコンプライアンス通報窓口 https://jppf.jp/ 34, コンプライアンス委員会名簿

35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	【審査基準 (1)】 「処分規程」及び「懲罰委員会規程」を整備し、処分の対象者、禁止行為、処分の種類及び処分基準を定めるとともに、事実調査、審査、処分決定等の手続を定めている。 【審査基準 (2)】 「処分規程」及び「懲罰委員会規程」を連盟ホームページで公開し、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知している。 【審査基準 (3)】 「処分規程」第4条において、処分の審査に当たり、審査対象者に弁明の機会を与えることを定めている。 【審査基準 (4)】 「処分規程」第8条において、処分を行う場合には、審査対象者、処分内容、処分理由及び日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立てができる旨を記載した書面により通知することを定めている。また、第9条において、処分に対する不服申立て及びその期限を定めている。	39, 懲罰委員会規程 55, 処分規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	【審査基準 (1)】 不祥事等が発生した場合には、「懲罰委員会規程」に基づき、理事長が懲罰委員会を招集し、事実調査、関係者からの聞き取り及び弁明の機会を設けた上で審査を行うこととしている。また、「不祥事対策マニュアル」において、事案に応じて外部専門家や第三者委員会を活用した調査体制を構築することとしており、処分審査における中立性及び専門性の確保を図ることとしている。 なお、これまでに不祥事案は発生しておらず、懲罰委員会が設置された実績はない。	23, 不祥事対策マニュアル 39, 懲罰委員会規程

37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	【審査基準(1)】 自動応諾条項を定めている。 【審査基準(2)】 「日本代表選手役員選考規程」第5条において、日本代表選手の処分に対する不服申立てだけでなく、日本代表選手の選考結果に対する不服申立てについても、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従うことを定めている。 【審査基準(3)】 「処分規程」第9条において、日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立てについて申立期間の制限を設けていない。	25, 競技者資格規程 29, 日本代表選手役員選考規程 39, 懲罰委員会規程 55, 処分規程
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	【審査基準(1)】 「処分規程」第8条において、処分を決定した場合には、審査対象者、処分内容、処分理由及び不服申立てに関する事項を記載した書面により、処分対象者に通知することを定めている。 また、同規程第9条において、処分に不服がある場合には、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対し、理事会が行った処分決定の取消しを求めて仲裁を申し立てることができる旨を定めている。なお、スポーツ仲裁の申立期間について制限を設けていない。	55, 処分規程

39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	【審査基準(1)】 「危機管理マニュアル」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員長を危機管理担当とし、事務局、担当理事等が連携して対応する危機管理体制を構築している。 【審査基準(2)】 自然災害、事故、感染症、海外派遣時の危機、不祥事等を対象とした「危機管理マニュアル」を策定し、平時のリスク把握から危機発生時の対応、事後の見直しまでを定めている。 【審査基準(3)】 「危機管理マニュアル」及び「不祥事対策マニュアル」において、不祥事発生時の報告、事実確認・調査、必要な対応及び再発防止までの一連の流れを定めている。 【審査基準(4)】 重大な不祥事について外部調査が必要な場合には、利害関係を有しない者を中心に調査体制を構築し、調査、結果報告及び再発防止策の検討を行う一連の流れを「危機管理マニュアル」に定めている。	17, コンプライアンス規程 22, 危機管理マニュアル 23, 不祥事対策マニュアル
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事に該当する事案は発生していないため本審査項目は該当しない	

41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	危機管理及び不祥事対応は発生していないため本審査項目は該当しない	
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	現在整備中のため該当せず	
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	現在整備中のため該当せず	